

令和4年度ベビーシッター電子割引券利用補助制度要領

1 趣旨

教職員の仕事と育児の両立を支援するため、ベビーシッターの利用補助を行う。

2 概要

内閣府子ども・子育て本部が実施する「ベビーシッター派遣事業(通常分と多胎児分※)」を活用し、「ベビーシッター派遣事業割引券」を配布する。

※双生児等多胎児家庭において利用可能。

3 補助内容

(1) ベビーシッター派遣事業 (通常分)

対象者	本学の社会保険及び公立学校共済組合に加入する本学教職員(非常勤職員を含む)のうち、配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、またはひとり親家庭によりサービスを必要としている者 (本学教職員が産休・育休中など職場復帰を前提とした休職期間中も利用可)
配偶者の証明書 (状況に応じて提出してください)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労：社会保険証 ・病気療養：入院、通院を証明できるもの ・求職活動：面接日等を証明できるもの ・就学：在籍証明 ・職業訓練：訓練日であることを証明できるもの ※その他申請資格の確認が出来る書類の提出をお願いすることがある。
対象児童	0歳～小学校3年生 (身体障害者手帳等の交付を受けている場合等は小学校6年生まで) (職場への復帰で利用：義務教育就学前の児童)
割引金額	1日(回)対象児童1人につき1枚2,200円×2枚まで(利用金額が1回につき使用枚数×2,200円以上の利用を対象とする。会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービスに付随する料金は含まない) ※1ヶ月に1家庭24枚まで利用可能 ※本学教職員が休職中の利用：1家庭1日(回)につき2枚、年度内4枚以内
注意事項	公益社団法人全国保育サービス協会指定の事業者を利用すること。

(2) ベビーシッター派遣事業 (多胎児分)

対象者	本学の社会保険及び公立学校共済組合に加入する本学教職員(非常勤職員を含む)のうち、配偶者の就労、病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、またはひとり親家庭によりサービスを必要としている者を基本とする。 ※配偶者が専業主婦(夫)であっても利用可能
配偶者の証明書 (状況に応じて提出してください)	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の就労：配偶者の社会保険証 ・病気療養：入院、通院を証明できるもの ・求職活動：面接日等を証明できるもの ・就学：在籍証明 ・職業訓練：訓練日であることを証明できるもの ※その他申請資格の確認が出来る書類の提出をお願いすることがある。
対象児童	0歳～義務教育就学前の多胎児
割引金額	1日につき1家庭9,000円、義務教育就業前の多胎児が3人以上いる場合は18,000円(2,200円以上の利用料金に限る。会費、交通費、キャンセル料、保険料等のサービスに付随する料金は含まない)

	※年間 2 枚（特別な事由がある場合は 4 枚）まで利用可能 ※多胎児分と通常分との同日併用不可
注意事項	公益社団法人全国保育サービス協会指定の事業者を利用すること

4 申請方法

「電子券画面操作マニュアル（承認事業主向け）」および
「電子券画面操作マニュアル（利用者向け）」のとおり。

※本年度から手続が電子化（紙ベースの申請は廃止）され、電子割引券での運用となる。初回ご利用時に、「ベビーシッター利用補助 初回利用申込書」を提出すること。

5 留意事項

- ① 公益社団法人全国保育サービス協会 HP に掲載されている「割引券取扱事業者」の中から事業者を選び、事前に請負契約の締結をお願いします。
- ② 補助の対象となるのは、就労（兵庫県立大学の用務）のためにベビーシッターによる在宅保育サービスを利用する場合に限ります。また、ベビーシッター事業者との契約者は、申込者（本学教職員）本人であることが必要です。
- ③ 割引券発行には手続きの都合上、日数を要しますので、時間的な余裕をもってお申込みをお願いします。特に多胎児分に関しては、発券までにかかりの日数を要します。
- ④ 割引券は使用することが決定している枚数のみお申込みをお願いします。
- ⑤ 本学の勤務日以外に使用することはできません。週休日・祝日等に利用される場合は、当該日が勤務日である（週休日の振替等の手続きが完了している）ことが確認できる出勤簿の写し等の提出が必要となります。
- ⑥ 利用者の家庭内での保育あるいは保育所等への送迎を依頼する場合に限ります（ベビーシッター宅等利用者の家庭以外での保育には使用できません）。
- ⑦ 利用上限枚数に達しない場合でも、予算の状況等により発券枚数を制限させていただく場合があります。
- ⑧ 本事業の制度に関しては、公益社団法人全国保育サービス協会 HP のご確認をお願いします。なお、一部本学の取扱いと異なる場合があります。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。